

四日市市選管告示第6号

四日市市公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年6月1日

四日市市選挙管理委員会

委員長 渡邊 八尋

四日市市公職選挙執行規程の一部を改正する規程

四日市市公職選挙執行規程（平成22年四日市市選管告示第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第7章 選挙費用の公費負担</p> <p>第5節 選挙公報</p> <p>(掲載の申請)</p> <p>第42条 四日市市議会議員及び四日市市長選挙における選挙公報の発行に関する条例(昭和55年四日市市条例第3号。以下この節において「条例」という。)第3条第1項の規定による申請は、第34号様式に準じて作成した申請書に委員会の交付する第35号様式の原稿用紙<u>(委員会が提供する同様式の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この節において同じ。)を含む。以下この節において「原稿用紙」という。)</u>に記載し、又は記録した掲載文を添えてしなけれ</p>	<p>第7章 選挙費用の公費負担</p> <p>第5節 選挙公報</p> <p>(掲載の申請)</p> <p>第42条 四日市市議会議員及び四日市市長選挙における選挙公報の発行に関する条例(昭和55年四日市市条例第3号。以下この節において「条例」という。)第3条第1項の規定による申請は、第34号様式に準じて作成した申請書に委員会の交付する第35号様式の原稿用紙に記載した掲載文を添えてしなければならない。</p>

ばならない。

2 (略)

(掲載文の色)

第43条 掲載文は、無彩色で記載し、又は記録しなければならない。

(氏名の記載)

第44条 原稿用紙の氏名欄には、候補者の氏名(令第89条第5項で準用する令第88条第8項の規定による通称使用の認定を受けたときは、その認定を受けた通称)、住所、年齢(生年月日を含む。)、職業及び所属党派に関すること以外は記載し、又は記録することができない。

2 前項の候補者の氏名は、縦書きで記載し、又は記録しなければならない。

(図等の面積制限)

第45条 (略)

2 候補者が、掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載し、又は記録しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、当該候補者が原稿用紙に掲載文を記載し、又は記録することができる面積のおおむね2分の1を超えてはならない。

2 (略)

(掲載文の色)

第43条 掲載文は、黒色の色素により記載しなければならず、第46条第1項の規定により掲載することができる写真を除き、色の濃淡があつてはならない。

(氏名の記載)

第44条 原稿用紙の氏名欄には、候補者の氏名(令第89条第5項で準用する令第88条第8項の規定による通称使用の認定を受けたときは、その認定を受けた通称)、住所、年齢(生年月日を含む。)、職業及び所属党派に関すること以外は記載することができない。

2 前項の候補者の氏名は、縦書きで記載しなければならない。

(図等の面積制限)

第45条 (略)

2 候補者が、掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、当該候補者が原稿用紙に掲載文を記載するができる面積のおおむね2分の1を超えてはならない。

3 (略)

(写真の掲載)

第46条 掲載文には、当該申請に係る候補者に限り、その写真（電磁的記録により作成されたものを含む。）を掲載することができる。

2 (略)

3 第1項の写真は、第42条第1項の申請をする際に、掲載文を記載し、又は記録した原稿用紙の写真欄に貼り付け、又は記録しておかなければならぬ。この場合において、書面による掲載文を添付するときは、当該写真の裏面に、あらかじめ当該写真に係る者の氏名を記載しておかなければならぬ。

(掲載文の訂正)

第47条 委員会は、第42条から前条までの規定に違反した掲載文（第46条第1項の写真を含む。以下この節において同じ。）の申請があった場合、又は掲載文を印刷したときにおいて、文字が著しく小さいことその他の事由により印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めるとときは、当該申請に係る候補者に対し、掲載文の記載又は記録の訂正を求めることができる。

3 (略)

(写真の掲載)

第46条 掲載文には、当該申請に係る候補者に限り、その写真を掲載することができる。

2 (略)

3 第1項の写真は、第42条第1項の申請をする際に、掲載文を記載した原稿用紙の写真欄に貼り付けておかなければならぬ。この場合においては、当該写真の裏面に、あらかじめ当該写真に係る者の氏名を記載しておかなければならぬ。

(掲載文の訂正)

第47条 委員会は、第42条から前条までの規定に違反した掲載文の申請があった場合、又は第50条第1項の規定によって印刷したときにおいて、文字が著しく小さいことその他の事由により印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めるとときは、当該申請に係る候補者に対し、掲載文の記載の訂正を求めることができる。

2 (略)

(掲載の申請の撤回等)

第48条 (略)

2 候補者は、第42条第1項の申請を修正しようとするときは、原稿用紙に新たに記載し直し、又は記録し直した掲載文を添えて、第37号様式に準じて作成した申請書を委員会に提出しなければならない。

3 (略)

(掲載順序のくじ)

第49条 (略)

(様式及び印刷)

第50条 委員会は、候補者から提出された掲載文を黒色で印刷して第38号様式の選挙公報に掲載するものとする。

2、3 (略)

第51条～第53条 (略)

2 (略)

(掲載の申請の撤回等)

第48条 (略)

2 候補者は、第42条第1項の申請を修正しようとするときは、原稿用紙に新たに記載し直した掲載文を添えて、第37号様式に準じて作成した申請書を委員会に提出しなければならない。

3 (略)

(掲載順序のくじ)

第49条 (略)

(様式及び印刷)

第50条 委員会は、候補者から提出された掲載文を写真製版により黒色で印刷して第38号様式の選挙公報に掲載しなければならない。

2、3 (略)

第51条～第53条 (略)

第34号様式を次のように改める。

第34号様式（第42条関係）

選挙公報掲載申請書

年 月 日

四日市市選挙管理委員会委員長

候補者氏名

印

年 月 日執行の 選挙において、四日市市議会議員及び
四日市市長選挙における選挙公報の発行に関する条例第3条第1項の規定によって選挙公報
の掲載を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

掲 載 文	別添のとおり
選挙公報担当責任者の氏名、 連絡場所及び電話番号	

第35号様式を次のように改める。

第35号様式（第42条関係）

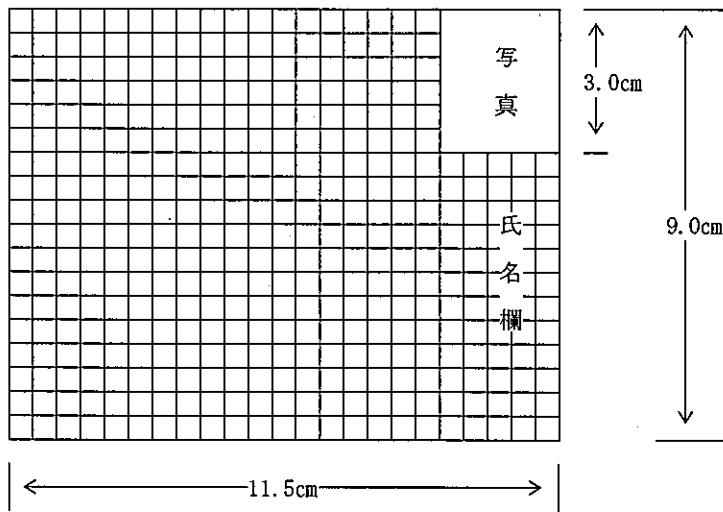
(その1)

〔四日市市議会議員選挙の場合〕

四日市市議会議員選挙
選挙公報掲載文原稿用紙

候補者氏名	
連絡先	

2.5cm



受付日時	受付番号	係印	掲載順位
※月 日 時 分	※	※	※

四日市市
選挙管理委員会

(※印の欄は記入又は記録しないでください。)

(その2)

[四日市市長選挙の場合]

四日市市
選挙管理委員会

第37号様式を次のように改める。

第37号様式（第48条関係）

選挙公報掲載修正申請書

年 月 日

四日市市選挙管理委員会委員長

候補者氏名

印

年 月 日に提出した 年 月 日執行の 選挙
における選挙公報の掲載の申請を修正したいので、下記のとおり申請します。

記

掲 載 文	別添のとおり
選挙公報担当責任者の氏名、 連絡場所及び電話番号	

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

(選挙管理委員会事務局)